

令和 8 年度 第 4 回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 4 日 (金)			
開 催 場 所	役場 2 階 第 1 会議室			
開 催 日 時	令和 8 年 7 月 2 4 日 午後 1 時 3 0 分 開 会			
	令和 8 年 7 月 2 4 日 午後 2 時 3 8 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
議事録署名委員	3 番	宮嶋 扶喜子	4 番	喜屋武 和徳

日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第 2 会期の日程について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第 1 1 条の規定により、ただ今から令和 8 年度 第 4 回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は 6 名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第 1)	これより議事に入ります。 日程第 1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、書記には高良 琴美（たから ことみ）さん、議事録署名委員には、3 番 宮嶋 扶喜子（みやじま ふきこ）委員、4 番 喜屋武 和徳（きゃん かずのり）委員を指名します。
議 長 （日程第 2）	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 （日程第 3）	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告 1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告 2 利用権設定農地の合意解約について 報告 3 農地法第 3 条の 3 の届出について 報告 4 農地所有適格法人等報告書について 以上です。
議 長 （日程第 4）	それでは、日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 17 号 非農地証明願いについて 議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第 16 号から第 19 号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが 28 件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 1 時 40 分 再開 午後 2 時 10 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、3 ページから 6 ページにあります 【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 17 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局	それでは私のほうから議案第 17 号「非農地証明願いについて」を説明いたします。お手元の議案書 7 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 17 号「非農地証明願いについて」を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	番号 12 から 15 について、『耕作放棄して 20 年以上』という今帰仁村の非農地証明の要件を満たしていないと思います。
事 務 局	事務局としても、要件を満たしているとは言えず、非農地証明をだすことは難しいかと考えています。
委 員	登記事項を見る限り、仮登記がされており転売目的なのは明らか。そうであればしっかり計画だして 5 条で申請すべき。
事 務 局	5 条申請、もしくはきちんと畑として使ってもらいたいです。
委 員	もちろん、畑として使ってもらうことが一番よい。ただあと 2 年たつと非農地の要件を満たすことになる。前回、今回と不許可を出したとして、2 年後に同じように申請されたら非農地と認めることになるのか。ただ不許可にするだけではなく、きちんと指導も必要ではないか。
事 務 局	今回もしも不許可となった場合には、畑として使うこと、または 5 条で転用申請をすること、を農業委員会から明確に伝えたいと思います。
議 長	よろしいですか。では議案第 17 号「非農地証明願いについて」、整理番号 12 番から 15 番について、多数決としたいと思います。賛成と思う方は挙手をお願いします。 賛成 0 人により、整理番号 12 番から 15 番については 否決 としてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	議案第 17 号「非農地証明願いについて」、整理番号 12 番から 15 番については 否決 といたします。

		続きまして、議案第１７号「非農地証明願いについて」、整理番号１番から１１番について、異議はございませんか。
		(異議なし)
議	長	議案第１７号「非農地証明願いについて」整理番号１番から１１番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局 それでは私のほうから議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の議案書　１０ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請について」、令和８年　５月１５日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第１８号「農地法第４条の規定による許可申請について」、異議はございませんか。

	(異議なし)
議 長	議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。お手元の議案書 11 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請についての内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、令和 8 年 7 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)

議 長	議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については、異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番及び 3 番を議題とします。こちらは関連がありますので、一括で審議を行ないます。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番及び 3 番について説明いたします。お手元の議案書 11 ページをお開き下さい。 （議案書に基づき、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請についての内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番及び 3 番について、令和 8 年 7 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議 長	議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番及び 3 番について、異議はございませんか。
	（異議なし）

議 長	議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番及び 3 番については、異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について説明いたします。お手元の議案書 11 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請についての内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について、令和 8 年 7 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)

議 長	議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番については、異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について説明いたします。お手元の議案書 11 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請についての内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について、令和 8 年 7 月 17 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番については、異議なしと認め、可決決定いたします。

[illegible]